

公的年金財政状況報告—平成 25 年度—

第 1 章(案)

第1章 公的年金の概要

1 公的年金とは

1-1 わが国の公的年金は、老齢を始め、障害や死亡の場合（死亡の場合は遺族）の所得保障を図るものである。現在、公的年金の財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者等の年金給付に充てるという世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の負担を緩和するという考え方に基づいて行われている。

1-2 わが国の公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設され、その後統合されてきた。現在は、国民年金（基礎年金）と厚生年金保険（以下、厚生年金という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という）からなる。社会保障制度審議会¹に年金数理部会が設置された昭和55（1980）年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下、旧三共済という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、旧農林年金という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分を統合）、現在に至っている²。

2 国民年金と被用者年金との関係

1-3 公的年金の体系を図で示すと、次頁のとおりである（図表1-2-1）。

国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者・組合員・加入者（以下、被保険者という）は国民年金の第2号被保険者となり³、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は第1号被保険者となる。原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には、基礎年金以外に寡婦年金や付加年金といった独自給付がある。

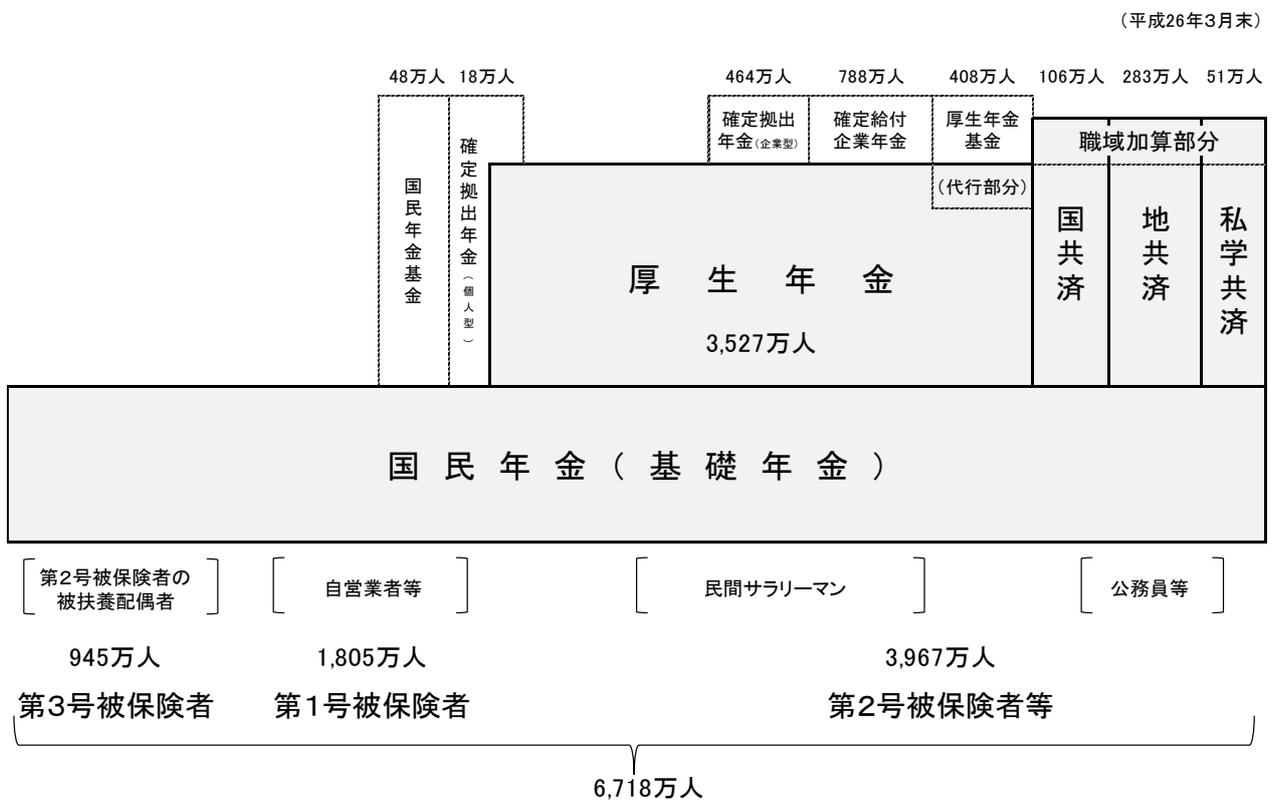
¹ 平成13（2001）年の省庁再編に伴い廃止されたが、その機能の一部は同年設置された社会保障審議会に引き継がれている。

² 本報告書では、主として、平成7（1995）年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

³ 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

1-4 国民年金と被用者年金は、2-36で述べるように、基礎年金給付費を被保険者の頭割りで分担する基礎年金拠出金の仕組みを通じて、給付面でも財政面でも深く関係している。例えば、基礎年金の将来的な給付水準は、自営業者等の制度たる国民年金の財政均衡が、マクロ経済スライド⁴により、いつ確保されるのかということに応じて定まる。したがって、サラリーマンの受け取る（基礎年金を含めた）年金の給付水準は、国民年金の財政均衡⁵が確保されるまで確定しない。基礎年金拠出金の負担についても同様であり、被用者年金の財政均衡は、国民年金の財政均衡の見通しが基礎となっていることに留意する必要がある。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は、老齢厚生年金の一部(図の「代行部分」)を国に代わって支給する。

⁴ マクロ経済スライドについては、用語解説を参照。

⁵ 用語解説「財政の現況及び見通し」の項を参照。

3 被用者年金制度の一元化

1-5 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)(以下、被用者年金一元化法という)が平成24(2012)年8月10日に成立、同月22日に公布され、平成27(2015)年10月に施行される。これにより、被用者年金制度が一元化されることになった。本節では、被用者年金制度の一元化に向けてのこれまでの経緯や被用者年金一元化の内容について概括する。

(1) これまでの経緯

1-6 我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その間、昭和36(1961)年には国民年金制度が発足し、国民皆年金が実現する一方で、制度間における支給要件や給付水準、国庫負担等の制度的な差異、産業構造や就業構造の変化に起因する財政的な差異が、それぞれ加入者間の公平性や制度自体の安定性に次第に問題を生じさせるようになり、その対応策が求められていた。

1-7 昭和59(1984)年2月、公的年金制度全体の長期的安定とその整合性ある発展を図るため、

- ① 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金の給付を行う制度とすること、
- ② 給付と負担の両面において制度間調整を進め、年金現業業務の一元化等の整備を推進し、昭和70(1995)年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させることを内容とする「公的年金制度の改革について」が閣議決定された。①については、昭和60(1985)年に国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)が成立し、昭和61(1986)年4月から基礎年金制度が実施され、1階部分が全国民共通の給付体系になるとともに、国庫負担は基礎年金部分に集約された。②については、平成元(1989)年に被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第87号)が成立し、平成2(1990)年度から8(1996)年度までの間、厚生年金の給付に相当する部分(以下、共通部分という)に対し、被用者年金制度間の費用負担調整が行われた。

1-8 平成6(1994)年2月、公的年金制度に関する関係閣僚会議の申合せに基づき、政府内に公的年金制度の一元化に関する懇談会(以下、一元化懇という)が設置され、平成7(1995)年7月、一元化についての基本的考え方がとりまとめられた。平成8(1996)年3月、その基本的考え方を踏まえ、

- ① 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大、共通部分の費用負担の平準化を図ることを基本としつつ、

- ② 既に民営化・株式会社化している旧三共済を厚生年金に統合すること、
- ③ 制度の安定性、公平性の確保に関し、社会保障制度審議会年金数理部会が財政再計算時ごとに検証を行うものとする事

等⁶を内容とした「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定された。同年6月に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）が成立し、平成9（1997）年度から旧三共済は厚生年金に統合された。

1-9 その後、被用者年金各制度において財政再計算が行われ、また、旧農林年金が厚生年金への統合を希望していたことなどから、閣議決定に基づいた取組みを推進すべく、平成12（2000）年5月に一元化懇が再開されることとなり、平成13（2001）年2月に「公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組みの方向」がとりまとめられた。

1-10 平成13（2001）年3月、一元化懇がとりまとめた方向性を踏まえ、

- ① 公的年金の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面は、旧農林年金の厚生年金への統合、国共済と地共済の財政単位の一元化、私学共済における保険料引上げ前倒し等の検討を進めること、
- ② 厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐこと、
- ③ 社会保障審議会に年金数理に関する部会を設け、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関する検証、毎年度の報告、一元化の具体的措置が講じられる際の費用負担の在り方等についての検討、検証を要請すること

等を内容とした「公的年金制度の一元化の推進について」が閣議決定された。

1-11 これを受け、平成13（2001）年6月に「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」（平成13年法律第101号）が成立し、平成14（2002）年度に旧農林年金は厚生年金に統合された。また、平成16（2004）年6月に国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第130号）が成立、同年10月に施行されたことにより、国共済と地共済の保険料率を平成21（2009）年に向け段階的に一本化するとともに、両制度間で財政調整を実施することとなり、財政単位の一元化が図られることとなった。

⁶ このほか、国共済及び地共済については、公務員制度としての在り方を踏まえつつ、両制度において財政安定化のための措置を検討すること、旧農林年金及び私学共済については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行うこと、また、年金現業業務に関しては、基礎年金番号による統一的な処理を推進することが閣議決定されている。

私学共済では、平成 17(2005)年 4 月より、掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた⁷。

1-12 同時に、平成 16(2004)年改正では、国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 3 条第 2 項に「公的年金制度についての見直しを行うにあたっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする」旨の規定が設けられた。

1-13 それ以後、政府・与党で協議・検討が行われ、平成 18(2006)年 4 月の閣議決定「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」、同年 12 月の政府・与党合意「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」に基づき、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保する「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成 19(2007)年 4 月に国会に提出されたが、審議入りすることなく、平成 21(2009)年 7 月の衆議院解散に伴い廃案となった。

1-14 平成 22(2010)年 10 月以降、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保と財政の健全化を目指し、社会保障と税の一体改革が進められてきたが、平成 24(2012)年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱について」において、被用者年金一元化について、平成 19(2007)年に提出された法案をベースに具体的内容を検討し、関係省庁間で調整の上、平成 24 年通常国会に提出することとされ、平成 24(2012)年 4 月、平成 19(2007)年に提出された法案と基本的に同じ内容の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（被用者年金一元化法案）が国会に提出され、同年 8 月に成立、平成 27(2015)年 10 月に施行されることとなった。

1-15 なお、年金数理部会は、このような被用者年金制度の一元化の流れの中で、そのときどきの要請に応じ、制度の安定性や公平性に関する検証や評価を行うなど、一定の役割を果たしてきた。

（2）被用者年金一元化の概要

（i）共済年金の厚生年金への統合

1-16 公務員及び私立学校教職員についても厚生年金に加入し、2 階部分の年金は厚生年金に統一する。

⁷ 掛金率については、他の被用者年金制度と同じ引上げ幅で引き上げることとなった。

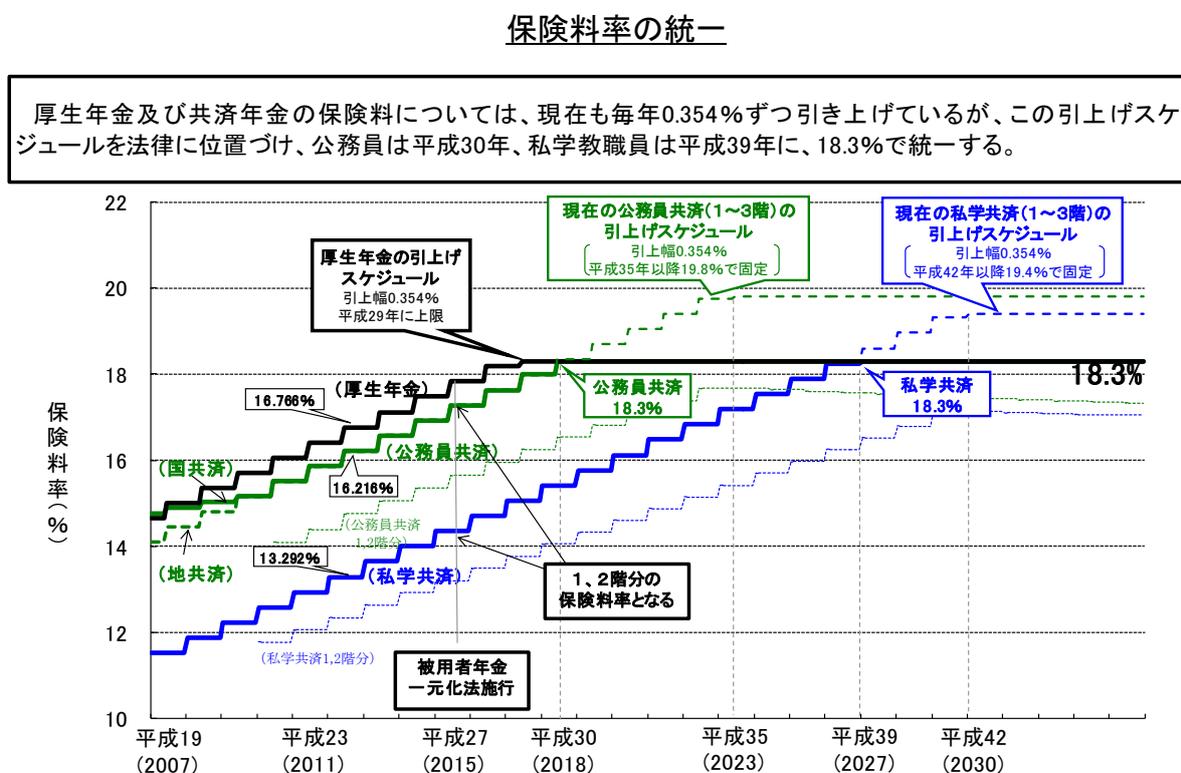
(ii) 制度的差異の解消

1-17 厚生年金と共済年金の制度的差異（①被保険者の年齢制限、②未支給年金の給付範囲、③老齢給付の在職支給停止、④障害給付の支給要件、⑤遺族年金の転給等）については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

(iii) 保険料率の統一

1-18 共済年金の保険料率の引上げスケジュール（毎年 0.354%引上げ）を法律に規定するとともに、国共済及び地共済は平成30年に、私学共済は平成39年に18.3%（厚生年金の保険料率の上限）で統一する⁸（図表1-3-1参照）。

図表1-3-1 保険料率統一のスケジュール



(注1) 各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。
 (注2) 公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

(iv) 事務組織の活用や情報開示等

1-19 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び私学事業団（以下、共済組合等という）を活用する一方、厚生年金制度全体の給付と負担の状況の開示や財政検証については、一元化された厚生年金全体で行う。

⁸ 3階部分の保険料負担は、これにさらに付加される。

(v) 積立金の仕分け・運用等

- 1-20 共済年金の積立金のうち厚生年金の積立金の水準に見合った額については、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（共通財源）として仕分ける。具体的には、一元化前である厚生年金における積立比率（平成 27(2015)年度に保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対する平成 26(2014)年度末の積立金の割合）に相当する額とされている（図表 1-3-2 参照）。
- 1-21 積立金の運用にあたっては、厚生労働大臣や各共済組合等が連携して行うとともに、基本的な指針の作成や運用状況の公表・評価についても、厚生労働大臣が案を作成し、各所管大臣と協議の上、各所管大臣が共同して行う。なお、平成 26(2014)年 7 月 3 日に「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成 26 年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号）が公表されている（章末の《参考》を参照）。
- 1-22 共済組合等は、毎年度、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する 1・2 階の積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等については、厚生年金勘定から交付金の交付を受ける。

共済組合等からの拠出金

$$\begin{aligned}
 &= \text{拠出金算定対象額}^9 \quad (\text{激変緩和措置}^{10}) \\
 &\times \{ (\text{標準報酬按分率}^{11} + \text{積立金按分率}^{12}) \times 50\% + \text{支出費按分率}^{13} \} \\
 &- \text{基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担を除く)}
 \end{aligned}$$

$$\text{共済組合等への交付金} = \text{厚生年金給付費}$$

⁹ 厚生年金保険給付等の総額に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）の合計額を加えた額。なお、被用者年金と国民年金の間の基礎年金拠出金の分担方法は、これまでと変わらない。

¹⁰ 共済組合等の拠出金については、激変緩和措置として、当分の間、全体の 50/100 を支出費に応じて負担することとしている。

¹¹ 厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率（財政均衡期間における拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合）を乗じて得た率。

¹² 厚生年金全体の 1 階部分及び 2 階部分の積立金額に対する各共済組合等の 1 階部分及び 2 階部分の積立金額の割合に（1 - 保険料財源比率）を乗じて得た率。

¹³ 全体の支出（拠出金算定対象額）に対する各共済組合等の支出費の割合に 50/100 を乗じて得た率。

(vi) 公的年金としての職域部分の廃止

1-23 共済年金にある3階部分(職域部分)については、公的年金としては廃止する¹⁴。

(vii) 追加費用の削減¹⁵

1-24 共済年金創設前の恩給期間に係る給付に対する追加費用¹⁶については、一定の配慮措置¹⁷を設けた上で一律27%減額する。

図表 1-3-2 積立金の仕分けの考え方

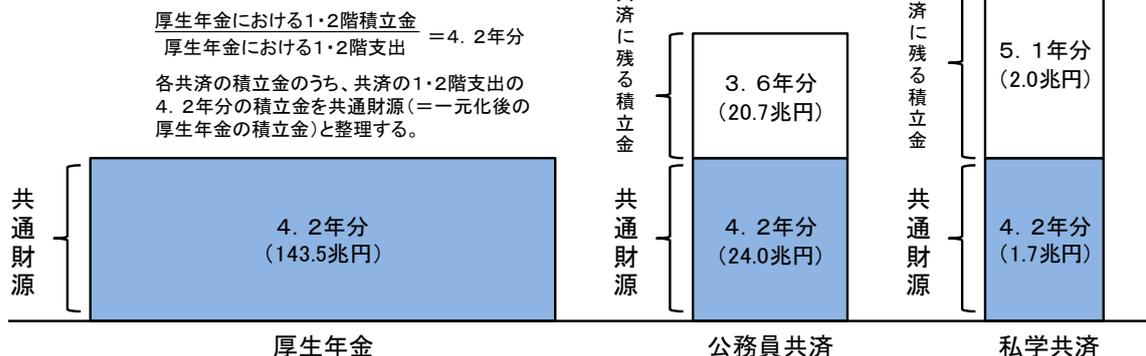
(第52回社会保障審議会年金数理部会(平成24年12月19日)資料4より抜粋)

共通財源とする積立金の仕分けについて

現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)として仕分けの必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

【仕分けのイメージ】



(注1) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」としており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

(参考) 各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%(経済中位ケース)。また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34(出生中位、死亡中位ケース)。

¹⁴ 平成24(2012)年11月の国家公務員共済組合法等の一部改正により、職域部分廃止後の官民均衡は、年金払いの退職給付を設けることで確保することとなった。

年金払いの退職給付については、例えば、以下のホームページを参照。

国共済 : <http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/27ichigenka/taisyokutoukyufu/index.html>

地共済 : <http://www.chikyoren.or.jp/nenkin/itigenka.html>

なお、被用者年金一元化までの期間に係る旧職域部分については、平成26年財政再計算において、積立金と収支の将来見通しが作成され、公表されている。

¹⁵ 被用者年金一元化法では、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとされており、平成25(2013)年8月に施行された。

¹⁶ 用語解説「追加費用」の項を参照。

¹⁷ 減額率の上限は共済年金全体の10%とし、年間230万円以下の給付(共済年金全体)は減額しない。

《参考》

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

平成26年7月3日

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号

第一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- 一 積立金(厚生年金保険法(以下「法」という。)第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険(法第七十九条の三第三項の規定により共済各法(同項に規定する共済各法をいう。))の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。
- 二 積立金の運用は、厚生年金保険事業の財政上の諸前提(法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。))を作成する際に用いられる厚生年金保険事業の財政上の諸前提をいう。以下同じ。)を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。)を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

第二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

- 一 管理運用主体(法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。)(*事務局注*: 年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団)は、本指針に適合するよう、共同して、管理運用の方針(法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下同じ。)において基本ポートフォリオ(同条第二項第三号に規定する管理積立金(同条第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。))の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成をいう。以下同じ。)を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定めること。その際、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。
- 二 モデルポートフォリオは、厚生年金保険事業の財政上の諸前提と整合性をもつ積立金の実質的な運用利回りとして、財政の現況及び見通しを作成する際に積立金の運用利回りとして示される積立金の実質的な運用利回りを長期的に確保する構成とすること。
- 三 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。
- 四 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。
- 五 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。また、管理運用主体は、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 一 管理運用主体は、管理積立金の管理及び運用を適切に行うため、本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを含む管理運用の方針を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。
- 二 管理運用主体は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。
- 三 管理運用主体が基本ポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。
- 四 管理運用主体は、本指針及び管理運用の方針に従って管理積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。
- 五 管理運用主体は、分散投資による運用管理を行うこと。その際、ポートフォリオの管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行うこと。
- 六 管理運用主体による管理積立金の運用に当たっては、管理運用主体の資産の規模に応じ、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。
- 七 管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針の策定及び公表についても検討を行うこと。
- 八 管理運用主体は、企業経営等に与える影響を考慮し、自家運用で株式運用を行う場合においては、個別銘柄の選択は行わないこと。
- 九 管理運用主体は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、保険給付等に支障を生じさせることがないように、保険給付等に必要な流動性を確保すること。
- 十 管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定機能及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。
- 十一 管理運用主体は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することを原則とすること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。
- 十二 管理運用主体は、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮することについて、個別に検討すること。

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- 一 管理運用主体は、基本ポートフォリオを見直す場合において、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を策定すること。
- 二 主務大臣(法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)(事務局注: 厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣)及び管理運用主体は、積立金の運用の状況については、原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行うこと。また、管理運用主体の各資産の運用

利回りについては、ベンチマーク収益率による評価を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、管理運用の方針においてその評価方法を明らかにすること。

- 三 主務大臣及び管理運用主体は、積立金の運用に対する被保険者の理解を促進するため、被保険者に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、管理運用主体が作成する業務概況書、所管大臣(法第七十九条の六第四項に規定する所管大臣をいう。)(事務局注:当該管理運用主体を所管する大臣)が行う管理積立金の管理及び運用の状況の評価の結果並びに主務大臣が作成する報告書等については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- 四 管理運用主体は、受託者責任(忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。)を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂行する上で必要となる人材の確保に努めること。
- 五 管理運用主体は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
- 六 主務大臣は、管理運用主体に対し、積立金の運用評価等に用いる厚生年金保険の被保険者の賃金上昇率等の実績を適時に提供すること。
- 七 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。